

令和4年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和4年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施する検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、鍛造（ハンマ型鍛造に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び義肢・装具製作（義肢製作に係るものに限る。)

(3) 3級

機械加工（普通旋盤の学科に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て（学科に係るものに限る。）、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び貴金属装身具製作

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）

バルコニー施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級

検定職種	受検手数料	
	一般	在校生
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	17,300円	11,500円

(イ) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一般	在校生

さく井、鍛造、工場板金、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、バルコニー施工	17,300円	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	9,500円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	8,400円

(ウ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	25歳以上	25歳未満 (雇用保険 被保険者)	25歳未満 (雇用保険 未加入者)	在校生
さく井、鍛造、工場板金、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、貴金属装身具製作、義肢・装具製作	17,300円	8,300円	17,300円	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	5,300円	14,300円	9,500円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	3,700円	12,700円	8,400円

注 (ア)、(イ)及び(ウ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (ウ)においての「25歳未満」とは、令和4年4月1日現在において25歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。

注 (ウ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者)をいう。

イ 実施期日

令和4年12月5日(月)から令和5年2月12日(日)までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和4年11月28日（月）に新潟県職業能力開発協会にて発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 電気機器組立て、配管	令和5年1月22日（日）
特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、製本、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 3級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 単一等級 バルコニー施工	令和5年1月29日（日）
1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション	令和5年2月5日（日）

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 受検手数料

エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会

所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2（新潟県公社総合ビル4階）

電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和4年10月3日（月）から令和4年10月14日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ 申請書は書留郵便で郵送し、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、申請は受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

#### 5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の受検手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

#### 6 合格者の発表等

##### (1) 合格者の発表

令和5年3月10日（金）に新潟県ホームページに技能検定合格者の受検番号を掲示する。

##### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

##### (3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

#### 7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。